

データベース「日経テレコン21」の私費利用に関する取扱要項

(目的)

第1条 小樽商科大学が契約しているデータベース「日経テレコン21」を、本学大学院学生が私費で利用するための取扱いについて定めるものである。

(利用対象者)

第2条 利用対象者は、本学大学院学生とする。

(利用申請)

第3条 利用を希望する者は、附属図書館に対し、利用申請書(別紙)を提出するものとする。

(利用料金)

第4条 利用料金は、利用状況に基づき、契約先から請求された金額とする。

(当初料金)

第5条 当初料金は、利用料金の他に初回の支払時に加算して契約先から請求された金額とする。

(利用料金及び当初料金の支払)

第6条 利用者は、小樽商科大学が発行する請求書に基づき、所定の期日までに料金を支払わなければならない。

(事務)

第7条 この要項の実施に関する事務は、附属図書館が行う。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は附属図書館長が別に定める。

附 則

この要項は、平成18年10月13日から施行する。